

令和7年度「食文化体験講座」調理実習の企画・運営業務に係る公募について（公告）

次のとおり受託者を公募します。

令和7年9月25日

香川県立ミュージアム館長 古市 智子

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 令和7年度「食文化体験講座」調理実習の企画・運営業務
- (2) 委託期間 契約日から令和7年12月26日まで
- (3) 委託業務の内容 別添仕様書のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県税に滞納のない者（香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、応募意思表明書の提出時点において競争入札参加資格者名簿に登載されている者は提出しなくてよい。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。

3 応募方法

応募意思表明書を香川県立ミュージアム総務課に持参、郵送又は電子メール（期間内必着）により提出してください。

【持参の場合】

（受付期間）令和7年9月25日（木）から令和7年10月2日（木）午後3時まで

（受付時間）午前9時～午前12時、午後1時から午後5時まで

【郵送又は電子メールの場合】

(受付期間) 令和7年9月25日(木) から令和7年10月2日(木) 午後3時まで

4 選定方法

- (1) 応募意思表明書を提出した者が1者の場合は、単独随意契約の方法により契約を締結します。
- (2) 応募意思表明書を提出した者が2者以上ある場合は、指名競争入札又は競争見積りの方法により契約相手を選定した上、契約を締結します。

5 応募・照会先

令和7年9月25日(木) から令和7年10月2日(木)

午前9時～午後5時(10月2日のみ午後3時)

〒760-0030 香川県高松市玉藻町5番5号

香川県立ミュージアム M2階 総務課

電話番号 087-822-0246

FAX番号 087-822-0043

メール kmuseum@pref.kagawa.lg.jp